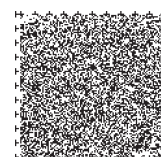
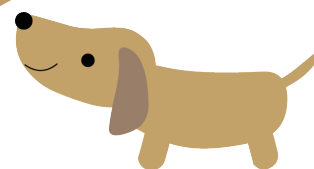


芦屋市
障害者(児)福祉計画
第6次中期計画

私もあなたも主人公になれるまちをめざして



計画の策定に当たって

● 計画策定の趣旨



芦屋市障害者(児)福祉計画は障害者基本法に基づくもので、平成元年に第1次を策定し、おおむね5年ごとに見直しながらか、社会のバリアフリー化の推進、利用者本位の支援、障がいの特性を踏まえた施策の展開などの実現を目指してきました。

本計画は6期目の計画となりますが、前期計画期間中の平成25年度から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)に基づく制度運用が求められています。

障害者総合支援法の基本理念:

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること。

これらの制度面における変更、また、障がいのある人本人や家族など支援者の高齢化、障がいの重度化・重複化など本市における障がいのある人を取り巻く状況を踏まえ、適切に対応していく必要があります。

そこで、障がい者施策の基本指針として総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障がい者福祉の充実に向け、各種施策の方向性を明らかにした新たな計画として「芦屋市障害者(児)福祉計画 第6次中期計画」を策定します。

● 計画の期間



この計画の期間は、平成27年度から平成32年度までの6年間とします。

ただし、社会情勢の変化や法制度の改正、第4次芦屋市総合計画など関連計画の見直しが行われ、計画内容に変更の必要性が生じた場合は、計画期間中であっても適宜、必要な見直しを行うものとします。

平成27年度

平成28年度

平成29年度

平成30年度

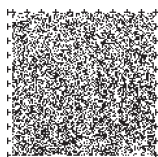
平成31年度

平成32年度

芦屋市障害者(児)福祉計画 第6次中期計画

第4期障害福祉計画

次期障害福祉計画



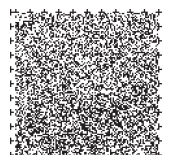
●計画の基本理念



本市では、第4次芦屋市総合計画に基づき、まちの将来像である「自然とみどりの中で絆を育み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち」を目指し、「人と人がつながって新しい世代につなげる」「人々のつながりを安全と安心につなげる」「人々のまちを大切に作る心や暮らし方をまちなみにつなげる」「人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる」を「芦屋のまちづくりの基本方針」として取り組んでいます。また、同計画では、目標とする10年後の芦屋の姿のひとつとして「高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、まちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる」を掲げ、障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できるまちを目指しています。

また、既に多様に活動している市民、各種団体、サービス提供事業所、企業、行政、医療・教育・就労等の関係機関が相互に連携し、共に力を合わせ、障がいのある人すべてが社会の一員として人権が尊重されるまちづくりを行うとともに、障がいのある人が持てる能力を最大限に発揮し、地域社会の一員としてともに生き、支え合うまちとしていくことを目指した前期計画の基本理念を継承し、以下のように定めます。また、基本理念のなかで、本市として特に重視する“共生”“自己決定”の考え方を、わかりやすく市民に伝えていくために、サブタイトル『私もあなたも主人公になれるまちをめざして』を設定し、本計画書の表紙などに明記していきます。

障がいのある人もない人も、住みなれた地域で
自分らしく輝いて暮らせるまち 芦屋
～私もあなたも主人公になれるまちをめざして～



● 施策の体系

計画の
基本理念

障がいのある人もない人も、住みなれた地域で自分らしく輝いて暮らせるまち
 ～私もあなたも主人公になれるまちをめざして～
 芦屋

計画の
基本目標

地域で安心して生活
できる基盤づくり

共に学び共に地域で
活動できる体制づくり

適性に応じて能力を発
揮し、いきいきと働くこ
とができる環境づくり

権利が尊重され安心して
暮らせる環境づくり

各施策

相談支援体制の充実

障がい福祉サービスの充実

障がいの原因となる疾病
予防と早期発見・早期対応

医療関連施策の充実

障がいに応じた情報提供の
充実

広報啓発活動の充実

一貫した教育支援体制の
構築

福祉教育の推進

交流活動の充実

地域福祉活動の促進

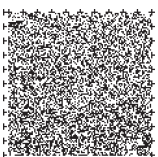
就労支援の充実

多様な社会参加の場・
生きがいの場の充実

権利擁護の推進

生活環境の整備

防災・防犯対策の充実





各取り組み

事業の方向性について

- 新規 新たに実施していく取り組み
- 充実 さらに質や規模を高める取り組み
- 継続 引き続き実施していく取り組み

重点プロジェクト

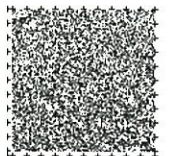
障がい者基幹相談支援センター機能の充実

サポートファイルの普及啓発

チャレンジド雇用の実施

権利擁護体制の充実

- 充実** 相談支援事業の実施, 自立支援協議会の開催, 障がい者基幹相談支援センター機能の充実
- 継続** 芦屋市地域福祉推進協議会の開催, 民生委員・児童委員との連携, 計画相談支援事業の実施, 多様な連携による支援
- 新規** 地域生活支援拠点等の整備, 生活困窮者自立支援法による事業との連携
- 継続** 日中活動系サービスの実施, 地域生活支援事業の実施, みどり地域生活支援センターの運営, 各種障がい者手帳の交付, 税の軽減等の実施, タクシー利用料金等の助成等
- 継続** 妊産婦健康教育・相談の実施, 妊婦健康診査費助成事業の実施, 母子保健訪問指導の実施, 乳幼児健康診査の実施, 療育支援相談の実施, 発達障がい児・者への支援, 保健指導の実施, 健康チェックの実施等
- 新規** 医療型短期入所の実施
- 継続** 自立支援医療の給付(再掲), 福祉医療費助成事業の実施, 障がい児機能訓練事業等の実施(再掲), 障がい歯科診療の実施
- 継続** 意思疎通支援事業の実施, 「障がい福祉のしおり」の発行, 情報・意思疎通支援用具の給付, 多様な機関・団体等への情報提供
- 継続** 広報紙・ホームページ等による啓発, マスメディアの活用
- 充実** 就学サポート連携推進事業の実施, サポートファイルの普及啓発
- 継続** 療育支援の実施, 障がい児保育事業の実施, 適正就学指導委員会の実施, 障がいの状態に応じた学習指導等
- 充実** 道徳教育の推進
- 継続** 啓発冊子の活用, 特別活動の推進, 総合的な学習の時間の活用, 教職員を対象とした研修, 各種講座・教室の開催, 福祉教育活動への支援
- 充実** ふれあい市民運動会の開催
- 継続** 地域との交流, みどり地域生活支援センターの運営(再掲), 当事者の組織化及び当事者組織の運営支援
- 継続** 市と市民による協働の取り組み, ボランティア活動支援, ボランティア活動センターの運営, ボランティアの育成, 障がい者団体への助成, 障がい者団体活動への支援, 活動拠点確保への支援
- 充実** 企業啓発活動の推進, チャレンジド雇用の実施
- 継続** 福祉的就労の場の確保, 保健福祉センターにおける雇用の場の確保, 就労支援員の配置, 授産品販売コーナーの設置, 公共職業安定所等との連携等
- 充実** ふれあい市民運動会の開催(再掲)
- 継続** 障がい児・者作品展への参加促進, 障がいのある人の生涯学習活動の振興等
- 新規** 障害者差別解消法施行に伴う協議会等体制整備, 障害者差別解消法施行に伴う社会教育関係団体等への法の理解と周知
- 充実** 権利擁護体制の充実, 相談支援事業の実施(再掲)
- 継続** 障がい者虐待防止センター機能の充実, 成年後見制度利用支援事業の実施, 福祉サービス利用援助事業の実施
- 新規** 市営住宅等大規模集約事業の予定地における福祉施設の検討
- 継続** 福祉のまちづくりの推進, 道路・公園等のバリアフリー化推進, 障がい者向け住宅等の整備等
- 充実** 緊急・災害時要援護者避難支援体制の確立
- 継続** 防災体制の強化, 緊急通報システム事業の実施, 119番等緊急通報受信体制の整備等



●計画の重点プロジェクト

本計画では、アンケート等から出てきた課題を基に、計画の基本理念、基本目標を実現すべく、今後重点的に取り組んでいく課題に対応するため、計画の重点プロジェクトとして次の取り組みを推進していきます。

重点プロジェクト:障がい者基幹相談支援センター機能の充実

課題

アンケート調査結果やヒアリング調査から、相談員の専門性の向上、多職種連携の必要性等相談支援体制の充実が求められています。その背景には、相談支援の現場において、複合的な課題を抱える対象者の増加が考えられます。

施策の方向

専門的な相談支援、相談支援事業所への後方支援等基幹相談支援センターの機能を充実させ、個別支援及び地域課題解決の取り組み、地域の相談支援体制の強化及び人材育成のための研修事業の展開などを図ります。

実施事業

事業名	障がい者基幹相談支援センター機能の充実
内容	○障がい者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業所の人材育成等地域の相談支援体制を強化していきます。 ○入所施設・病院から円滑に地域へ移行し、継続して生活できる支援体制の整備に取り組みます。

重点プロジェクト:サポートファイルの普及啓発

課題

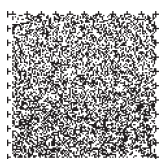
アンケート調査及びヒアリング調査から、サポートファイルの有効活用が望まれています。サポートファイルは平成25年度に作成し、平成26年度より配布を開始していますが、配布後の活用についても、効果的に活用されるよう継続した検証と検討が必要となっています。

施策の方向

支援を必要とする人が途切れのない支援を受けることができるよう、周知及び有効活用に向けた各機関連携による検討を進めます。

実施事業

事業名	サポートファイルの普及啓発
内容	保護者と共に支援者が連携を図り、途切れのない支援を行うことができるよう、サポートファイルの普及啓発を行い、有効活用に向けた取り組みの検討を行います。





重点プロジェクト:チャレンジド雇用の実施

課題

アンケート調査結果から、一般就労していない理由として、「就労したいが障がいの状況にあった仕事がない」「一般就労に不安がある(技能, 職場の人間関係, コミュニケーションなど)」といった割合が高く, 試行的に就労する場の提供が必要となっています。また, 障がいのある人の福祉的就労から一般就労への移行の推進が求められています。

施策の方向

市が1事業所としての社会的責務を果たし, 他の民間事業者等における雇用の推進を図るとともに, 知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者の短期雇用を実施することにより, 市役所全体の障がいに関する理解を深め, 被雇用者の就労に係るスキルの向上を図ります。

実施事業

事業名 チャレンジド雇用の実施

内 容 障がいのある人の短期雇用を実施することにより, 本人の就労に係るスキルの向上, 市内における障がいに対する理解促進を図ります。

重点プロジェクト:権利擁護体制の充実

課題

アンケート調査結果によると, 障がいがあることで差別・偏見を主に「外出先」「通園・通学先」で体験しており, 「障がい」に対する正しい理解や障がい者の権利について, 啓発の必要性が求められています。また, 「障害者虐待の防止, 障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の認知状況についても, 啓発の必要性が求められていますが, 学習意向の多くは, 「情報のみ」であり, 特に, 「成年後見制度」の利用意向については, 「わからない」が多くを占めることから, 実用性の高い効果的な情報提供が求められていると言えます。

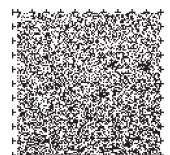
施策の方向

権利擁護支援センター機能の充実を図り, 地域における権利擁護の啓発活動を継続して行い, 本市における権利擁護支援システムの構築を図ります。

実施事業

事業名 権利擁護体制の充実

内 容 障がいのある人の権利を守るため, 権利擁護支援センターの機能を含めたネットワーク構築の推進に取り組みます。



【芦屋市民憲章】

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 一、わたくしたち芦屋市民は、文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 一、わたくしたち芦屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 一、わたくしたち芦屋市民は、青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 一、わたくしたち芦屋市民は、健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち芦屋市民は、災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

芦屋市障害者(児)福祉計画 第6次中期計画

概要版

発行年月：平成27年3月

発行：芦屋市

編集：芦屋市福祉部障害福祉課

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

TEL:(0797)38-2043 FAX:(0797)38-2178

ホームページ <http://www.city.ashiya.lg.jp/>

